

●文中「SC」はサービスセンターの略



この一票で
輝く未来 令和の時代

参議院議員選挙

秋田県選出議員・比例代表選出議員

〔公示日〕7月4日(木)
〔投票日〕
7月21日(日)

〔投票時間〕
午前7時～午後8時
(河辺・雄和地域は午後7時まで)

期日前投票

期日前投票を行う際は、事前に入場券裏面の「宣誓書」に記入してお持ちください。

■市役所1階市民ホール

7月5日(金)20日(土)
午前8時30分～午後8時

*駐車場が混雑します。公共交通機関が乗り合わせてお越しください。

■秋田大学手形キャンパス

7月10日(水)午前11時～午後5時

■北部市民SC1階

西部市民SC3階

7月14日(日)20日(土)

午前8時30分～午後6時

■河辺市民SC2階

雄和市民SC1階

岩見三内・大正寺の各連絡所

7月14日(日)20日(土)

午前8時30分～午後5時

■秋田駅西口(2階)ぼぼろーど

イオンモール秋田(2階)

7月14日(日)20日(土)

午前10時～午後8時

不在者投票ができるかた

県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院または入所中のかた
▼仕事の都合などで他の市町村に滞在しているかた

*電子申請も利用できます。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

▼身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳をお持ちで、一定の障がいのあるかた、または介護保険の要介護5のかたは、郵便などによる不在者投票ができます

投票所が変わります

▼第9投票区「牛島小学校」
↓「南部市民サービスセンター別館」に変更

▼第110投票区「種沢自治会館」
↓「太子前自治会館」に変更

●問い合わせ 秋田市選挙管理委員会 ☎(8888)5786

今月納期の市税

▼固定資産税第2期
▼国民健康保険税第1期

納期限 7月31日(水)



納期内に納付されるようお願いいたします。市税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

納税課 ☎(8888)5483
国保年金課 ☎(8888)5634



7月15日(月)「海の日」は
家庭ごみと資源化物を
常どおり収集します

収集日にあたっている地区のかたは忘れなく。

環境都市推進課 ☎(8888)5709

みんなで雄物川を きれいにしよう

雄物川流域8市町村の住民が一斉清掃を実施します。秋田市は7月28日(日)開催

で、当日午前8時までに、秋田大橋茨島側の雄物川右岸に集合してください。作業時間は約1時間です。

申し込み 7月



25日(木)まで、電話またはEメールで氏名と連絡先を環境保全課へお知らせください。

☎(8888)5711

Eメール ro-eypl@city.akita.akita.jp

野外焼却は禁止!

ごみの焼却は、法律で原則禁止されています。野外焼却は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはこれらの併科(同時に2つ)に処せられます。家庭ごみは集積所へ出し、事業所ごみは許可業者に委託するなどして、適正に処理しましょう。

●問い合わせ 廃棄物対策課

☎(8888)5713

緑化コンクール 参加者募集!



町内会、老人クラブ、子ども会、職場、学校などの団体や個人が対象です。応募いただいた花壇を8月下旬から9月上旬に巡回し、優秀な花壇を表彰します。

申し込み 所定の申込書で、7月26日(金)までに秋田市民憲章推進協議会事務局(市役所2階の中央市民SC内)へ

●問い合わせ 秋田市民憲章推進協議会事務局 ☎(8888)5653

市への寄付 ありがとうございます



【寄付者】
日本パーテナー協会
秋田支部

福祉事業に役立ててほしいと、イベントの収益金の一部5万円を寄付していただきました。

福祉総務課 ☎(888)5657

…写真は5月29日の贈呈式で、日本パーテナー協会秋田支部の佐藤 豪支部長(右)と穂積市長



【寄付者】オカベ時計店

地域振興のため、南部市民SC別館に屋外設置用掛時計を寄付していただきました。南部市民SC ☎(838)1212

…写真は6月10日の贈呈式で、前列中央がオカベ時計店の岡部 司さん、前列左が南部地域づくり協議会の佐藤義明会長

子ども電話の受け手 ボランティア養成講座

18歳までの子どものための電話相談(チャイルドライン)の受け手になってみませんか。
子どもたちの「こころの居場所」

づくりのために、電話の受け手に必要なことを学びます。受け手になることを希望しないかたでも受講できます。

日時▶7月27日(土)、8月18日(日)・31日(土)、9月8日(日)、10月20日(日)、午前10時30分〜午後3時

会場▶中央市民SC洋室4(市役所3階) 受講料▶1講座500円、全講座2千円 先着▶30人
申し込み▶7月8日(月)午前9時から生活総務課 ☎(888)5650

冬期農業研修生を 募集します



冬期間の野菜や花きの栽培を学ぶ研修生を5人程度募集します。選考は面接審査によります。

対象▶次のすべてを満たすかた。
・秋田市在住の農業者などで、おおむね65歳以下のかた
・販売を目的として、新たに冬期間の園芸作物生産に取り組みもうとするかた
・心身ともに健康で、6か月の研修が受講可能なかた

研修期間▶10月から3月までの毎週木曜、午前10時〜正午と午後1時〜3時の4時間
会場▶園芸振興センター(仁井田)
栽培実習▶ホウレン草、チンゲン菜、アスパラ菜、こまつな、リー

フレタス、ステイックブロッコリー、促成アスパラガス、菊、キンギョソウなどの種まき、育苗、栽培管理、出荷調製作業など
講義▶作付計画づくり、作型と栽培技術、施設の設定、資材、機械など冬期農業に取り組んでいる農家の視察も)
申し込み▶園芸振興センターまたは市ホームページにある所定の申込書で、8月20日(火)(必着までにお申し込みください)

■広報ID番号 1007089
●問い合わせ 園芸振興センター ☎(838)0278

介護サービス利用料を 軽減する「社会福祉法人 利用者負担軽減確認証」 の申請をお忘れなく

現在、「確認証」をお持ちのかたは、7月31日(水)で期限が切れますので、再度申請が必要です

「確認証」を提示すると、社会福祉法人が提供する在宅・施設サービスの利用者負担額の25%を軽減します(高齢福祉年金受給者は50%を軽減)。
対象▶次のすべてを満たすかたで、収入・世帯状況などを勘案し、生計が困難であると市が認め

た場合に対象となります。

- ①世帯全員が市民税非課税
- ②単身世帯で年間収入が150万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算)
- ③単身世帯で預貯金などの額が350万円以下(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)
- ④日常生活に使う資産以外に活用できる資産がない
- ⑤負担能力のある親族などに扶養されていない
- ⑥介護保険料を滞納していない

◆対象となるサービス

(※)介護予防サービス費を含む)
在宅サービス▶訪問介護、(地域密着型)通所介護、短期入所生活介護(※)、認知症対応型通所介護(※)、介護予防・生活支援サービス事業など

施設サービス▶特別養護老人ホーム
*生活保護受給者の場合、在宅サービスとの短期入所生活介護(※)と施設サービスの特別養護老人ホーム利用が対象で、居住費(滞在費)の全額を軽減します。

申し込み▶介護保険課(市役所2階)にある申請書と課税状況調査への同意書(世帯全員の同意と押印が必要)、収入状況等申告書、収入・資産・預貯金・扶養状況を確認できる書類を同課へ提出してください
●問い合わせ 介護保険課企画・給付担当 ☎(888)5674